

令和4年における難民認定者数等について

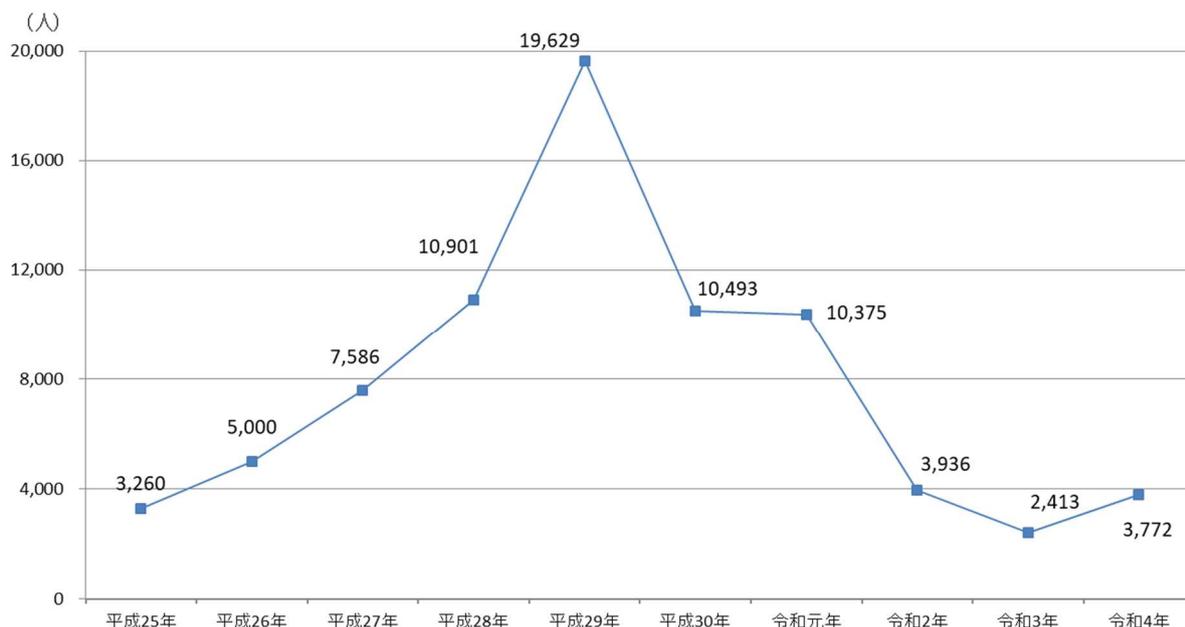
1 難民認定申請者数及び審査請求数

(1) 難民認定申請者数

ア 難民認定申請を行った外国人（以下「申請者」という。）は、令和3年（2,413人）から増加し、3,772人でした。

表1及び図1：難民認定申請者数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申請数	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936	2,413	3,772



イ 申請者の国籍は68か国にわたり、主な国籍は、カンボジア、スリランカ、トルコ、ミャンマー、パキスタンとなっています。これら上位5か国からの申請者数は、申請者総数の約55%を占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中しています。

なお、令和4年6月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表した「グローバルトレンドズ2021」において世界で難民認定申請者を多く出しているとする上位5か国からの申請者数は213人（内訳：アフガニスタン182人、シリア30人、ニカラグア0人、ベネズエラ1人、ハイチ0人）となっています。

表 2 : 国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

令和2年		令和3年		令和4年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
① トルコ	836	① ミャンマー	612	① カンボジア	578		
② ミャンマー	602	② トルコ	510	② スリランカ	502	221.8%	13.3%
③ ネパール	466	③ カンボジア	438	③ トルコ	445	-12.7%	11.8%
④ カンボジア	414	④ スリランカ	156	④ ミャンマー	298	-51.3%	7.9%
⑤ スリランカ	370	⑤ パキスタン	89	⑤ パキスタン	238	167.4%	6.3%
⑥ パキスタン	326	⑥ バングラデシュ	80	⑥ バングラデシュ	230	187.5%	6.1%
⑦ バングラデシュ	266	⑦ ネパール	69	⑦ ウズベキスタン	210	1066.7%	5.6%
⑧ インド	130	⑧ インド	61	⑧ アフガニスタン	182	1416.7%	4.8%
⑨ セネガル	53	⑨ ナイジェリア	57	⑨ インド	172	182.0%	4.6%
⑩ カメルーン	48	⑩ カメルーン	31	⑩ ネパール	130	88.4%	3.4%
⑪ 中国	47	⑪ イラン	30	⑪ カメルーン	84	171.0%	2.2%
⑪ チュニジア	47	⑫ 中国	28	⑫ イラン	79	163.3%	2.1%
⑬ ナイジェリア	40	⑫ フィリピン	28	⑬ セネガル	74	393.3%	2.0%
⑭ ウガンダ	33	⑭ ガーナ	22	⑭ ウガンダ	61	258.8%	1.6%
⑮ ガーナ	31	⑮ コンゴ民主共和国	20	⑮ ナイジェリア	56	-1.8%	1.5%
⑯ イラン	25	⑯ ウズベキスタン	18	⑯ 中国	45	60.7%	1.2%
⑰ インドネシア	24	⑰ ウガンダ	17	⑰ ギニア	34	161.5%	0.9%
⑱ フィリピン	21	⑱ セネガル	15	⑱ ガーナ	31	40.9%	0.8%
⑲ コンゴ民主共和国	17	⑲ ギニア	13	⑲ チュニジア	31	181.8%	0.8%
⑳ シリア	13	⑳ アフガニスタン	12	⑳ シリア	30	2900.0%	0.8%
㉑ ギニア	10	㉑ チュニジア	11	㉑ フィリピン	29	3.6%	0.8%
㉒ アフガニスタン	9	㉒ エチオピア	10	㉒ コンゴ民主共和国	28	40.0%	0.7%
㉒ タンザニア	9	㉓ ガンビア	9	㉓ ロシア	21	950.0%	0.6%
㉔ 南アフリカ共和国	8	㉔ エジプト	8	㉔ エチオピア	17	70.0%	0.5%
㉕ エジプト	7	㉕ スーダン	8	㉕ ブルキナファソ	11	83.3%	0.3%
— その他	84	— その他	61	— その他	156	-	4.1%
総数	3,936	総数	2,413	総数	3,772	56.3%	100.0%

(注) 表の割合 (%) は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません (本表以降の図表についても同様)。

ウ 申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が3,069人(申請者総数の約81%)、非正規在留者が703人(同約19%)であり、正規在留者が多くを占めています。

(7) 正規在留者の在留資格は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が1,516人、「技能実習」が466人、難民認定申請を繰り返す「特定活動(難民認定申請者用)」が296人、自ら出国する意思を表明し、その準備のための期間として在留の許可を受けた後に難民認定申請を行った「特定活動(出国準備期間)」が105人、「留学」が47人などとなっています。特に、「短期滞在」からの申請者は、前年に比べて8倍を超える人数となっています。

(イ) 非正規在留者からの申請者は、前年に比べて約29%増加しており、主な国籍は、トルコが180人で非正規在留者の約26%を占め、次いでスリランカ126人(約18%)、イラン58人(約8%)、パキスタン37人(約5%)、ナイジェリア35人(約5%)の順となっています。

表3：在留資格別難民認定申請者数の推移

(人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	対前年 増減率	申請数全体に 占める割合
正 規		10,085	10,073	3,721	1,870	3,069	64.1%	81.4%
在 留 資 格	短期滞在	6,105	6,919	1,748	181	1,516	737.6%	40.2%
	技能実習	1,339	634	645	623	466	-25.2%	12.4%
	特定活動 (難民認定申請者用)	297	197	241	582	296	-49.1%	7.8%
	特定活動 (出国準備期間)	1,084	1,097	320	81	105	29.6%	2.8%
	留学	851	824	470	65	47	-27.7%	1.2%
	その他	409	402	297	338	639	89.1%	16.9%
非正規(注)		408	302	215	543	703	29.5%	18.6%
総 数		10,493	10,375	3,936	2,413	3,772	56.3%	100.0%

(注)「非正規」は在留許可を有していない外国人を指します。

エ 申請者のうち、約32%に当たる1,202人が、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者(以下「複数回申請者」という。)であり、複数回申請者の主な国籍は、トルコ285人(約24%)、スリランカ237人(約20%)、カンボジア120人(約10%)、ミャンマー83人(約7%)、パキスタン61人(約5%)などとなっています。

また、申請回数別では、2回目の申請者が832人(約69%)、3回目の申請者が250人(約21%)、4回目の申請者が91人(約8%)、5回目の申請者が22人(約2%)、6回目の申請者が5人、7回目の申請者が1人、8回目の申請者が1人となっています。申請回数が最多の複数回申請者は8回目の申請となっています。

さらに、複数回申請者のうち、申請時に在留許可を有しない非正規在留者であった者が約48%(577人)を占めています。

表4：複数回申請者数の推移

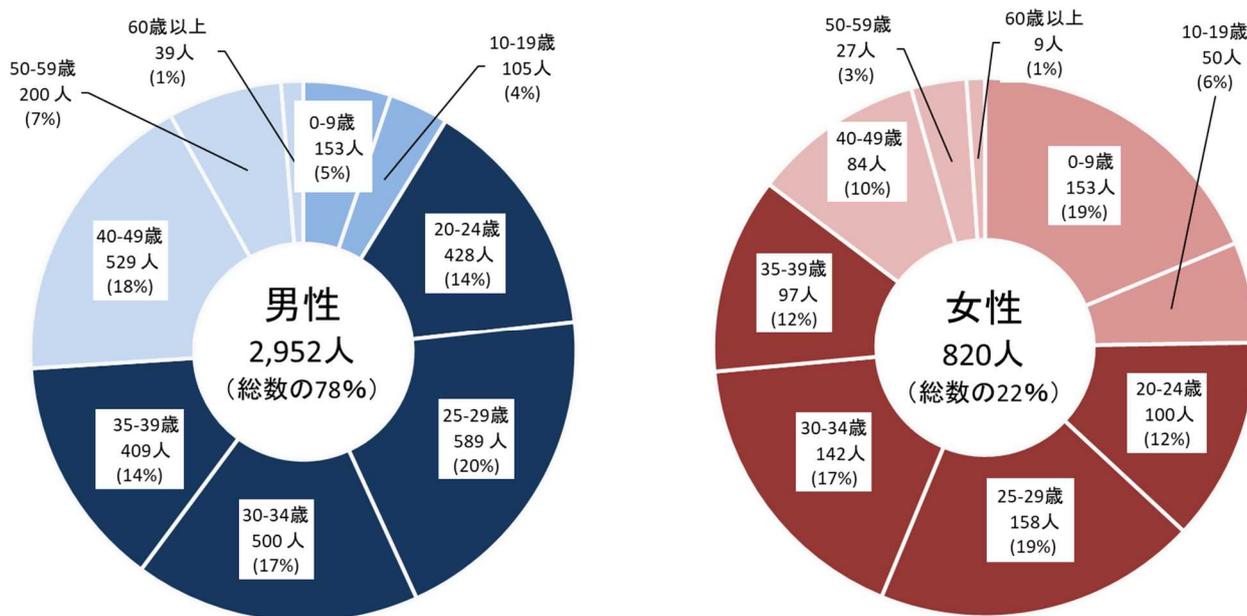
(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年								
							2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	
申請数	1,563	749	461	415	1,248	1,202	832	250	91	22	5	1	1	

オ 申請者の男女の内訳は、男性2,952人(申請者総数の約78%)、女性820人(同約22%)となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代、30代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約65%、女性で約61%となっています。他方、0歳から19歳までの年齢の申請者は、男性で約9%、女性で約25%となっています。

図2：男女別・年齢別の難民認定申請者数の内訳



カ 難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

難民認定申請案件の振分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が281人、B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）が38人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が1,131人、D案件（上記以外の案件）が2,322人となっています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

表5：地方出入国在留管理官署における申請時の振分け状況の推移

振分け区分	令和2年		令和3年		令和4年	
	振分け数(人)	総数に占める割合	振分け数(人)	総数に占める割合	振分け数(人)	総数に占める割合
A案件	45	1.1%	39	1.6%	281	7.4%
B案件	73	1.9%	33	1.4%	38	1.0%
C案件	382	9.7%	1,196	49.6%	1,131	30.0%
D案件	3,436	87.3%	1,145	47.5%	2,322	61.6%
総数	3,936	100.0%	2,413	100.0%	3,772	100.0%

(2) 審査請求数

ア 令和4年の審査請求数は4,461人で、前年に比べて415人(約10%)増加しました。

(注) 難民の認定をしない処分に対する不服申立ては、平成28年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められました。

表6及び図3：審査請求数の推移



イ 審査請求人の国籍は43か国にわたり、主な国籍は、カンボジア、スリランカ、ミャンマー、トルコ、バングラデシュとなっています。これら上位5か国だけで審査請求人全体の約79%、上位10か国で約96%を占めており、審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

表7：国籍別審査請求数の推移

(人)

	令和2年		令和3年		令和4年		前年比増減率	審査請求数全体に占める割合
	順位	人数	順位	人数	順位	人数		
① スリランカ	503	① スリランカ	1,589	① カンボジア	1,470	36.1%	33.0%	
② トルコ	444	② カンボジア	1,080	② スリランカ	676	-57.5%	15.2%	
③ ネパール	386	③ ネパール	473	③ ミャンマー	620	785.7%	13.9%	
④ カンボジア	232	④ パキスタン	166	④ トルコ	413	348.9%	9.3%	
⑤ パキスタン	174	⑤ バングラデシュ	153	⑤ バングラデシュ	350	128.8%	7.8%	
⑤ ミャンマー	174	⑥ トルコ	92	⑥ インド	280	283.6%	6.3%	
⑦ インド	161	⑦ セネガル	88	⑦ パキスタン	234	41.0%	5.2%	
⑧ バングラデシュ	63	⑧ インド	73	⑧ ネパール	153	-67.7%	3.4%	
⑨ フィリピン	58	⑨ ミャンマー	70	⑨ ナイジェリア	50	92.3%	1.1%	
⑩ ウガンダ	57	⑩ ウガンダ	66	⑩ セネガル	25	-71.6%	0.6%	
⑪ 中国	51	⑪ 中国	31	⑪ カメルーン	22	37.5%	0.5%	
⑫ カメルーン	37	⑫ ナイジェリア	26	⑫ ガーナ	21	0.0%	0.5%	
⑬ ナイジェリア	29	⑬ ガーナ	21	⑬ イラン	19	72.7%	0.4%	
⑭ ガーナ	22	⑭ カメルーン	16	⑬ ウガンダ	19	-71.2%	0.4%	
⑭ セネガル	22	⑮ チュニジア	14	⑮ チュニジア	17	21.4%	0.4%	
— その他	160	— その他	88	— その他	92	-	2.1%	
総数	2,573	総数	4,046	総数	4,461	10.3%	100.0%	

2 処理の状況

(1) 難民認定申請（一次審査）

ア 難民認定申請の処理数は7, 237人であり、前年に比べて1, 087人（約18%）増加しました。

その内訳は、難民と認定した者（以下「認定者」という。）187人、難民と認定しなかった者（以下「不認定者」という。）5, 418人、申請を取り下げた者等1, 632人となっています。

イ 不認定者の国籍は48か国にわたり、主な国籍は、①ミャンマー1, 455人、②カンボジア1, 297人、③スリランカ612人、④トルコ580人、⑤バングラデシュ435人、⑥インド331人、⑦パキスタン315人、⑧ネパール104人、⑨ナイジェリア53人、⑩イラン・カメルーン・セネガルが各24人となっています。

ウ 申請を取り下げた者等の数は、前年に比べて257人（約14%）減少しました。主な国籍は、①パキスタン263人、②バングラデシュ233人、③カンボジア227人、④インド206人、⑤スリランカ182人、⑥トルコ163人、⑦ミャンマー68人、⑧カメルーン59人、⑨ネパール43人、⑩セネガル22人となっています。なお、申請を取り下げた者の約48%が本邦を出国し、約12%が本邦に不法に残留し続けています（令和5年2月1日時点）。

(2) 不服申立て

ア 不服申立ての処理数は5, 232人であり、前年に比べて2, 179人（約29%）減少しました。その内訳は、不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）15人、「理由なし」とされた者（不認定者）4, 725人、不服申立てを取り下げた者等492人となっています。このうち、不服申立てを取り下げた者等の数は、処理数の約9%を占めています。

イ 「理由なし」とされた者（不認定者）の国籍は48か国にわたり、主な国籍は、①カンボジア1, 558人、②スリランカ838人、③ミャンマー486人、④トルコ475人、⑤ネパール290人、⑥パキスタン227人、⑦バングラデシュ196人、⑧インド135人、⑨ウガンダ92人、⑩セネガル74人となっています。

ウ 不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）及び「理由なし」とされた者（不認定者）のうち、口頭意見陳述等期日を実施したのは676人、実施しなかったのは4, 064人となっています。

口頭意見陳述等期日を実施しなかった4, 064人のうち、口頭意見陳述の申立てを放棄した者は2, 766人となっています。

これら不服申立てに対する「理由あり」又は「理由なし」の裁決・決定に当たって、法務大臣が難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事案はありません。

(3) 平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約33.3月、不服申立ての平均処理期間は約13.3月となっています。

3 難民認定者数及び人道配慮による在留許可者数

難民認定手続の結果、我が国での在留を認めた者は1,962人となっています。その内訳は、次のとおりです。

- (1) 認定者数は、一次審査での認定者187人及び不服申立てで「理由あり」とされた者（認定者）15人を合わせた202人であり、前年に比べて128人増加しました。

認定者の国籍の内訳は、アフガニスタン147人、ミャンマー26人、中国9人、エリトリア5人、カメルーン4人、イエメン3人、ウガンダ・エチオピアが各2人、カンボジア・コンゴ民主共和国・トルコ・リビアが各1人となっています。

なお、認定者の認定事由は、「政治的意見」が190人、「人種」が14人、「宗教」が12人、「特定の社会的集団の構成員であること」が12人となっています。

(注) 1人の認定者について認定事由が複数ある場合は、その全てを計上しています。

- (2) 難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は、一次審査で在留を認めた者1,481人及び不服申立てで在留を認めた者279人を合わせた1,760人であり、前年に比べて1,180人増加しました。

そのうち、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は1,712人であり、その国籍の内訳は、ミャンマー1,682人、アフガニスタン10人、パキスタン4人、カメルーン・ナイジェリアが各3人、ウクライナ・エチオピアが各2人、イエメン・イラン・ギニア・コンゴ民主共和国・トンガ・ベネズエラが各1人となっています。

また、日本人と婚姻し、日本人の実子を監護・養育するなど、本邦での特別な事情等を考慮して在留を認めた者は48人であり、その主な国籍の内訳は、トルコ15人、パキスタン7人、スリランカ・ナイジェリアが各5人、コンゴ民主共和国4人、イラン・カメルーン・フィリピンが各2人、インドネシア・ウガンダ・ガーナ・チュニジア・バングラデシュ・レソトが各1人となっています。

表 8 : 国籍別難民認定者数の推移

(人)

平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
コンゴ民主共和国	13	アフガニスタン	16	イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147
イエメン	5	リビア	4	中国	11	中国	18	ミャンマー	26
エチオピア	5	イエメン	3	アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9
アフガニスタン	4	コンゴ民主共和国	3	シリア	4	イラン	4	エリトリア	5
中国	4	シリア	3	ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4
イラン	3	ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3
シリア	3	ウガンダ	2	ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2
ウガンダ	1	エチオピア	2	イラク	2	イラク	1	エチオピア	2
エリトリア	1	無国籍	2	イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1
コロンビア	1	イラク	1	ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1
ブルンジ	1	スーダン	1	コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1
無国籍	1	スリランカ	1	スーダン	1			リビア	1
		ソマリア	1	無国籍	1				
		パキスタン	1						
		ブルンジ	1						
総数	42	総数	44	総数	47	総数	74	総数	202

表 9 : 人道配慮数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人道配慮数	40	37	44	580	1,760
うち本国情勢等	16	10	19	525	1,712

表 10 : 人道配慮者数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認めた者の数

(人)

平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
パキスタン	4	シリア	7	シリア	10	ミャンマー	498	ミャンマー	1,682
イラク	3	イエメン	1	イエメン	3	シリア	6	アフガニスタン	10
イエメン	2	エチオピア	1	コンゴ民主共和国	3	エチオピア	5	パキスタン	4
シリア	2	ミャンマー	1	トルコ	2	スリランカ	5	カメルーン	3
中国	2			スリランカ	1	中国	4	ナイジェリア	3
エジプト	1					アフガニスタン	2	ウクライナ	2
ソマリア	1					イエメン	1	エチオピア	2
ミャンマー	1					イラク	1	イエメン	1
						イラン	1	イラン	1
						ウガンダ	1	ギニア	1
						ガーナ	1	コンゴ民主共和国	1
								トンガ	1
								ベネズエラ	1
総数	16	総数	10	総数	19	総数	525	総数	1,712

4 本国情勢を踏まえたミャンマー人の庇護状況

(1) ミャンマーにおいては、2021年(令和3年)2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化しました。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、同年5月28日、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人(注)について、緊急避難措置として、当該措置に係る在留資格「特定活動」での在留を認めることとしました。

(注) ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。

(2) 当該措置に係る在留資格「特定活動」を有して在留している者は、令和4年12月末現在で、9,527人(下記(3)で在留を認めた者の一部を含む。)となっています。

(3) 難民認定手続の結果、認定者は令和3年が32人、令和4年が26人となっています。また、難民とは認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は令和3年が498人、令和4年が1,682人となっています。

5 本国情勢を踏まえたアフガニスタン人の庇護状況

(1) アフガニスタンにおいては、2021年(令和3年)8月15日、タリバンが首都カブールを制圧し、大統領が国外へ出国するなど、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、アフガニスタンにおける情勢不安を理由に我が国への在留を希望するアフガニスタン人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。

(2) 上記(1)の「特定活動」を有して在留している者は、令和4年12月末現在で、329人(下記(3)で在留を認めた者の一部を含む。)となっています。

(3) 難民認定手続の結果、認定者は令和3年が9人、令和4年が147人となっています。また、難民とは認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は令和3年が2人、令和4年が10人となっています。

6 本国情勢を踏まえたシリア人の庇護状況

(1) シリアにおいては、2011年(平成23年)3月中旬以降、各地で反政府デモが発生し、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、シリアにおける情勢不安を理由に我が国への在留を希望するシリア人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。

(2) 上記(1)の「特定活動」を有して在留している者は、令和4年12月末現在で、216人(下記(3)で在留を認めた者の一部を含む。)となっています。

(3) 難民認定手続の結果、認定者は平成23年から令和4年までで22人、難民とは認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は平成23年から令和4年までで81人となっています。

7 ウクライナ避難民等の受入れ及び支援

ウクライナにおいては、2022年（令和4年）2月24日のロシア軍による侵攻後、ウクライナ各地において多数の市民が犠牲となり、多くの方々が避難するなどし、その情勢は引き続き不透明なものとなっています。政府では官房長官を議長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援等を行ってきたところです。出入国在留管理庁においても、日本への渡航を切に希望するものの自力で渡航手段を確保することが困難な方々に対する渡航支援、ウクライナ避難民ヘルプデスクの設置、ウクライナ避難民受入支援担当の地方出入国在留管理官署への配置、情報提供等のためのウェブサイトの設置、身元引受先のない避難民の方々に対する一時滞在場所の提供や生活費の支給等の支援及び在留資格について柔軟な対応を執るなどウクライナ避難民への支援を行っています。

令和4年3月2日（総理による受入れ表明日）以降、令和4年12月末現在まででウクライナからの避難民の受入れ数は2,238人となっています。

また、本国の情勢等を理由に在留資格「特定活動」で在留している者は、令和4年12月末現在で、2,013人となっています。

8 仮滞在許可の運用状況

仮滞在を許可した者は59人であり、前年に比べて30人増加しました。

仮滞在の許可を判断した人数は600人で、許可されなかった者の主な理由は、次のとおりとなっています。

表11：仮滞在が許可されなかった主な理由の内訳

（人）	
不許可理由	人数
本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと	448
既に退去強制令書の発付を受けていたこと	198
逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること	78

（注1）「仮滞在許可」とは、不法滞在中の難民認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として、不法滞在者から難民認定申請があった場合に、出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第1項に定める除外事由に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度です。仮滞在の許可を受けた者については、難民認定手続中は退去強制手続が停止され、収容されている場合は、収容を解かれます。

（注2）1人の申請者について許可しなかった理由（除外事由）が複数ある場合は、その全てを計上しています。